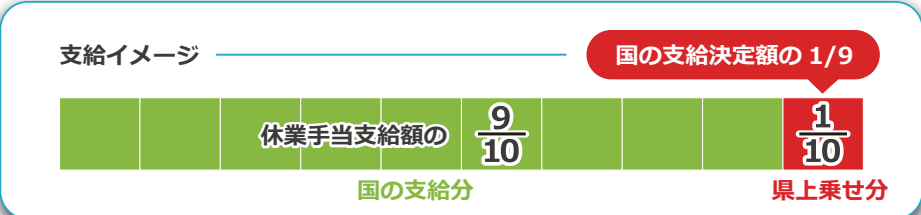
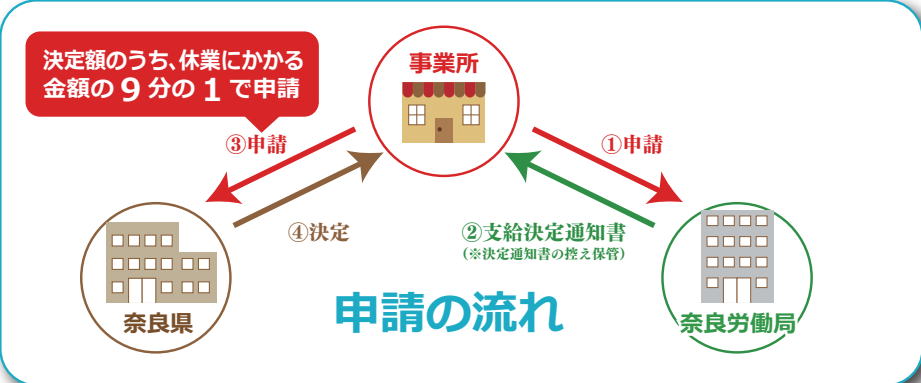


奈良県雇用維持支援補助金 (雇用調整助成金の上乗せ支給)

国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」の助成率が10分の9となる中小・小規模事業者のみなさまへ奈良県が上乗せ支給を行い、雇用維持を支援します。

<p>支給対象</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当(教育訓練・出向によるものは対象外)について、奈良労働局長から「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定(判定基礎期間の初日が令和3年5月1日から令和3年9月30日までのもの)を受けた中小企業事業主及び小規模事業所事業主(国助成率10/10または4/5で支給決定を受けたものは対象外)</p> <p>奈良労働局長から「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた額のうち、休業にかかる金額の9分の1 ※ただし、県と国の補助総額は支払った休業手当を超えない額とする</p>
<p>助成率</p>	<p>支給イメージ</p> 
<p>申請方法</p>	<p>郵送により申請(持参不可)</p>
<p>申請から支給までの流れ</p>	
<p>申請期間</p>	<p>令和3年6月21日(月)～令和4年1月31日(月) (当日消印有効) (※令和3年8月4日付で延長になりました。) ※原則として、奈良労働局の支給決定日から1ヶ月以内に提出してください</p>
<p>申請書類</p>	<ul style="list-style-type: none">①「奈良県雇用維持支援補助金交付申請書兼実績報告書」②「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定通知書(奈良労働局長名)の写し③口座振替申出書兼相手方登録依頼書④奈良県雇用維持支援補助金請求書⑤振込を希望する口座の預金通帳の写し

申請書の様式、詳細については、
下記HPをご確認ください。▼

お問い合わせ・送付先 : 奈良県雇用維持支援補助金事務局
〒630-8236 奈良市下三条町10-1 末廣ビル4階(日本旅行奈良支店内)

TEL.050-8881-9850(平日10時～18時)

<https://koyou-nara.com/>

